

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定の申請について

1. 可搬型階段昇降機安全指導員の認定条件

公益財団法人テクノエイド協会（以下、「協会」という。）は、次の（１）～（４）全ての条件を満たした方からの申請に対し、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、「安全指導員」という。）として資格認定を行います。

安全指導員の資格証を所持していないと、可搬型階段昇降機の操作指導はできません。

- （１）現在、指定福祉用具貸与事業者にて福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、選定・適合業務（事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く）に２年以上従事していること
- （２）「車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」として、次の①～⑥の資格保有者または研修修了者であること
 - ①福祉用具プランナー
 - ②福祉用具選定士
 - ③リフトリーダー養成研修
 - ④介護職員初任者研修
 - ⑤介護実習・普及センター、可搬型階段昇降機安全推進連絡会等が主催する実技形式での車いす取扱いおよび移乗介助に関する研修
 - ⑥介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、旧ホームヘルパー２級以上の資格保有者
- （３）可搬型階段昇降機安全指導員講習（機種別講習）修了証書が交付されていること

機種別講習を修了した機種のみ操作指導が可能となります。
また、機種別講習修了証書の有効期限は、交付日より２年以内です。
有効期限が過ぎた場合は、再度機種別講習の受講が必要となります。
- （４）可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）修了証書が交付されていること

2. 安全指導員の資格認定申請方法

(1) 資格認定申請書類

下記の①～⑥の書類を郵送してください。(毎月5日締切り月末発行)

- ① **資格認定申請書（協会指定様式）**
協会ホームページ「福祉用具専門職ガイド」
→「可搬型階段昇降機安全指導員」から様式をダウンロードしてください。
- ② **機種別講習修了証書の写し**
機種別講習実施企業が交付したものの
交付日より2年以内のもの
- ③ **基礎講習修了証書の写し**
- ④ **実務経歴証明書（協会指定様式）**
協会ホームページ「福祉用具専門職ガイド」
→「可搬型階段昇降機安全指導員」から様式をダウンロードしてください。
- ⑤ **「車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」を証明する書類の写し**
- ⑥ **安全指導員資格証用顔写真データ**
カラー、無帽、正面、頭部全体が写っているもの
JPEG等の画像データとし、CD-ROM等、記録メディアに保存したもの

ファイル名は申請者名としてください。
また、ご提出いただいたデータは返却いたしませんので
ご了承ください。

(2) 認定手数料

資格認定申請書類確認後、認定手数料（3,000円 税込）のお支払方法について、ご案内のメールをお送りいたします。

事前にお振込にならないようお願い申し上げます。

(3) 資格認定手続きおよび資格証の発行について

毎月5日までに申請された方には、当月末に資格証を交付します。
ただし、ご入金後の発送となります。

3. 安全指導員資格取得後、取扱い機種を追加する場合

(1) 追加機種認定申請書類

下記の①②の書類を郵送してください。(毎月5日締切り月末発行)

- ① **取扱い機種追加申請書(協会指定様式)**
協会ホームページ「福祉用具専門職ガイド」
→「可搬型階段昇降機安全指導員」から様式をダウンロード
してください。

- ② **追加する機種別講習修了証書の写し**
機種別講習実施企業が交付したもの
交付日より2年以内のもの

(2) 追加機種認定手数料

取扱い機種追加申請書確認後、追加機種認定手数料(1,000円 税込)のお支払方法について、ご案内のメールをお送りいたします。
事前にお振込にならないようお願い申し上げます。

(3) 追加機種認定手続きおよび資格証の発行について

毎月5日までに申請された方には、当月末に資格証を交付します。
ただし、ご入金後の発送となります。

※2021年度より、申請方法および認定手数料が変更になる予定です。
申請の際は、ホームページにてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

お問合せおよび申請書類送付先
公益財団法人テクノエイド協会 普及部
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ4階
TEL 03-3266-6884 FAX 03-3266-6885
E-mail fukyu@techno-aids.or.jp